

健康福祉事業年報

平成 23 年版

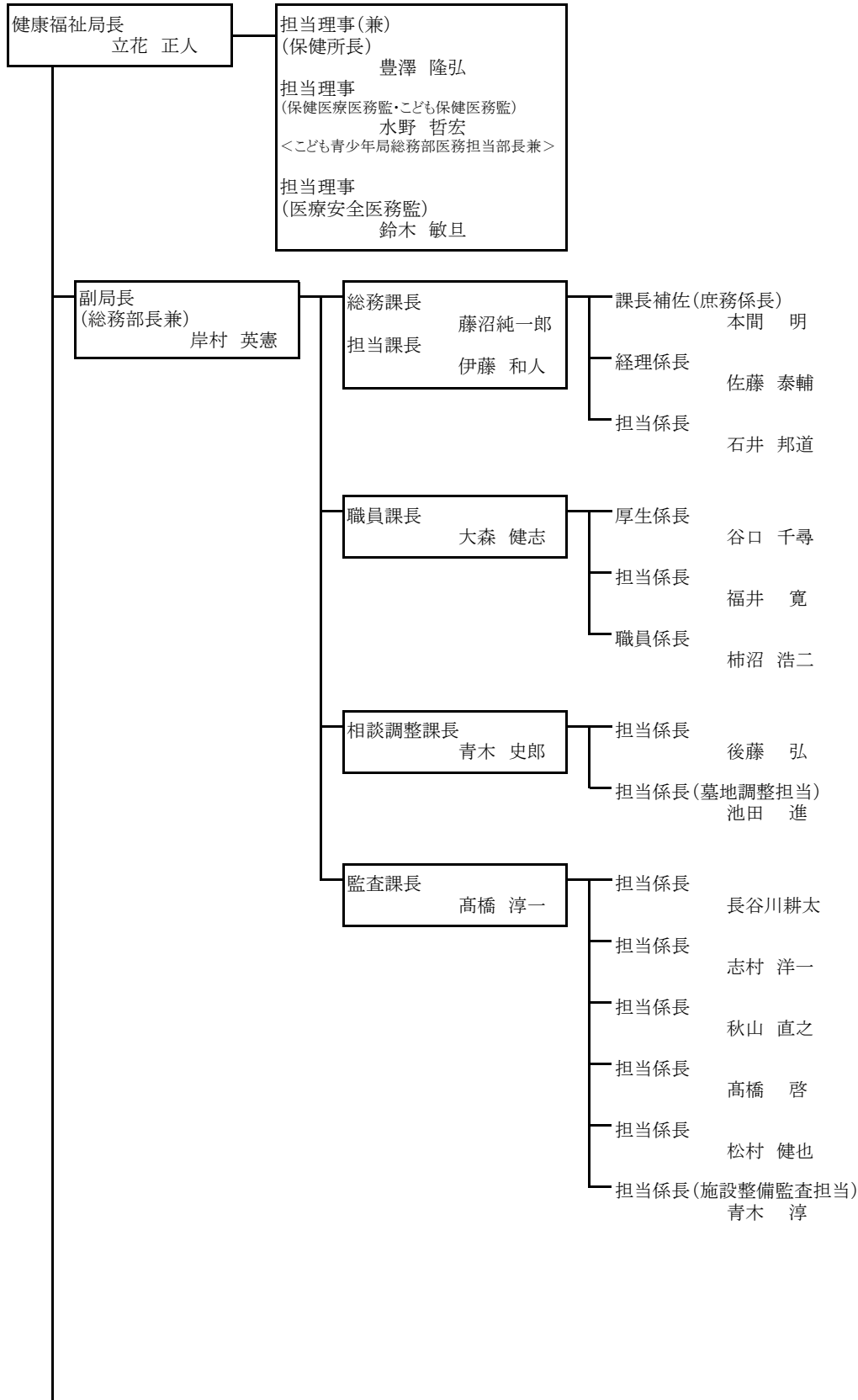
横浜市健康福祉局

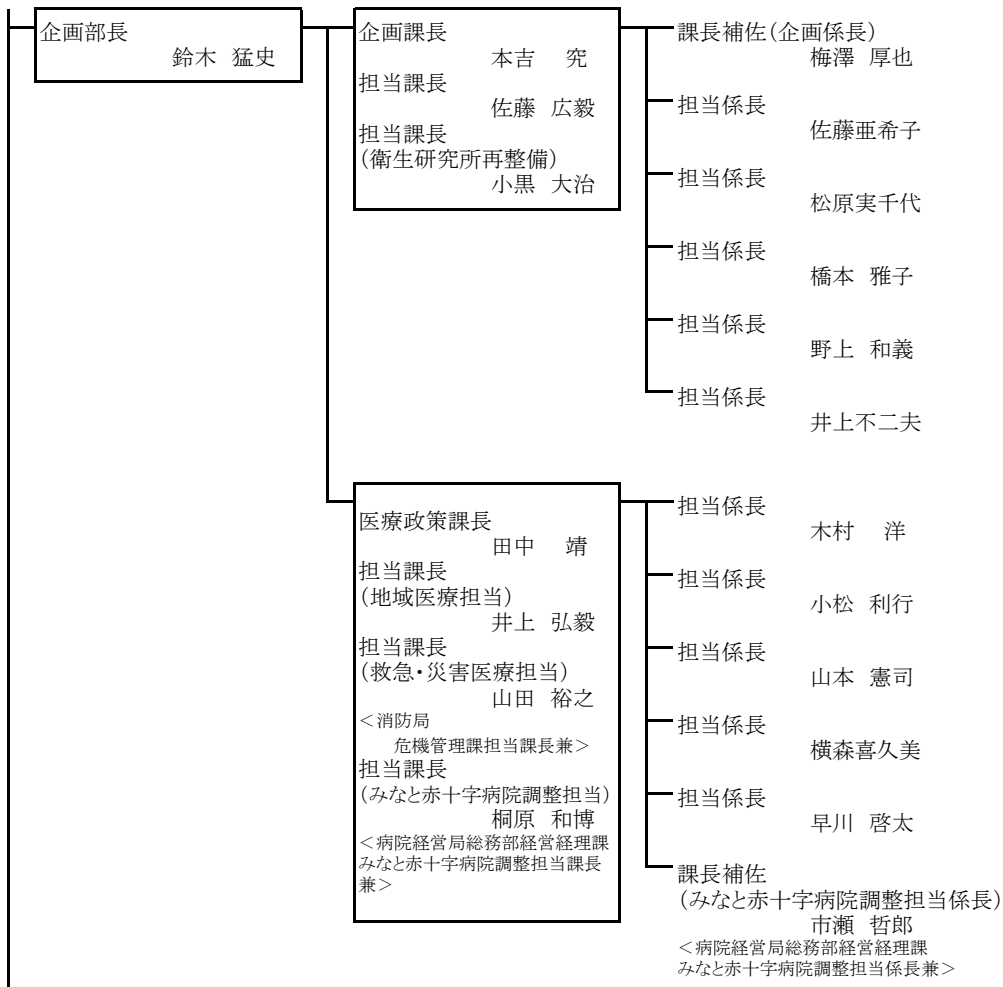
目 次

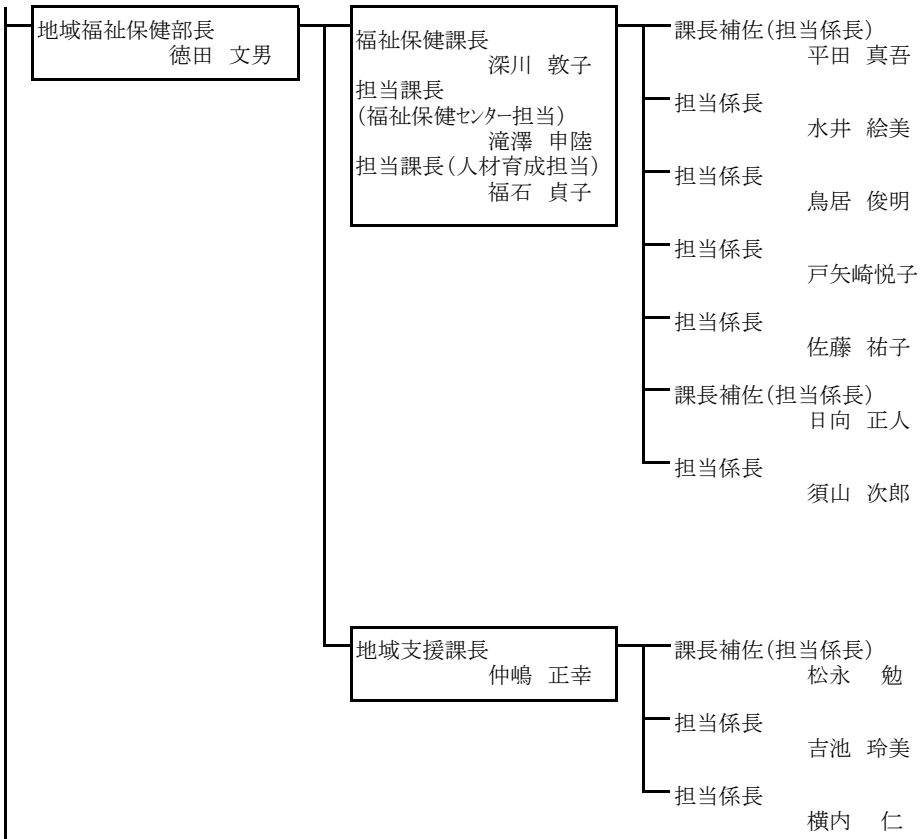
機 構 図	1
事 務 分 掌	14
予 算 ・ 決 算	25
事 業	
1 地域福祉推進事業	28
2 福祉のまちづくり条例推進事業	35
3 生活保護事業	38
4 国民年金事業	48
5 国民健康保険事業	54
6 医療福祉事業	65
7 後期高齢者医療	69
8 障害福祉事業	73
9 高齢者保健福祉事業	110
10 介護保険事業	123
11 健康づくり	132
12 検診	138
13 地域保健	140
14 感染症対策	146
15 食品衛生	152
16 動物愛護管理	161
17 生活衛生	167
18 斎場、墓地及び霊堂	180
19 地域医療	182
20 医療安全	188
21 その他の事業	191

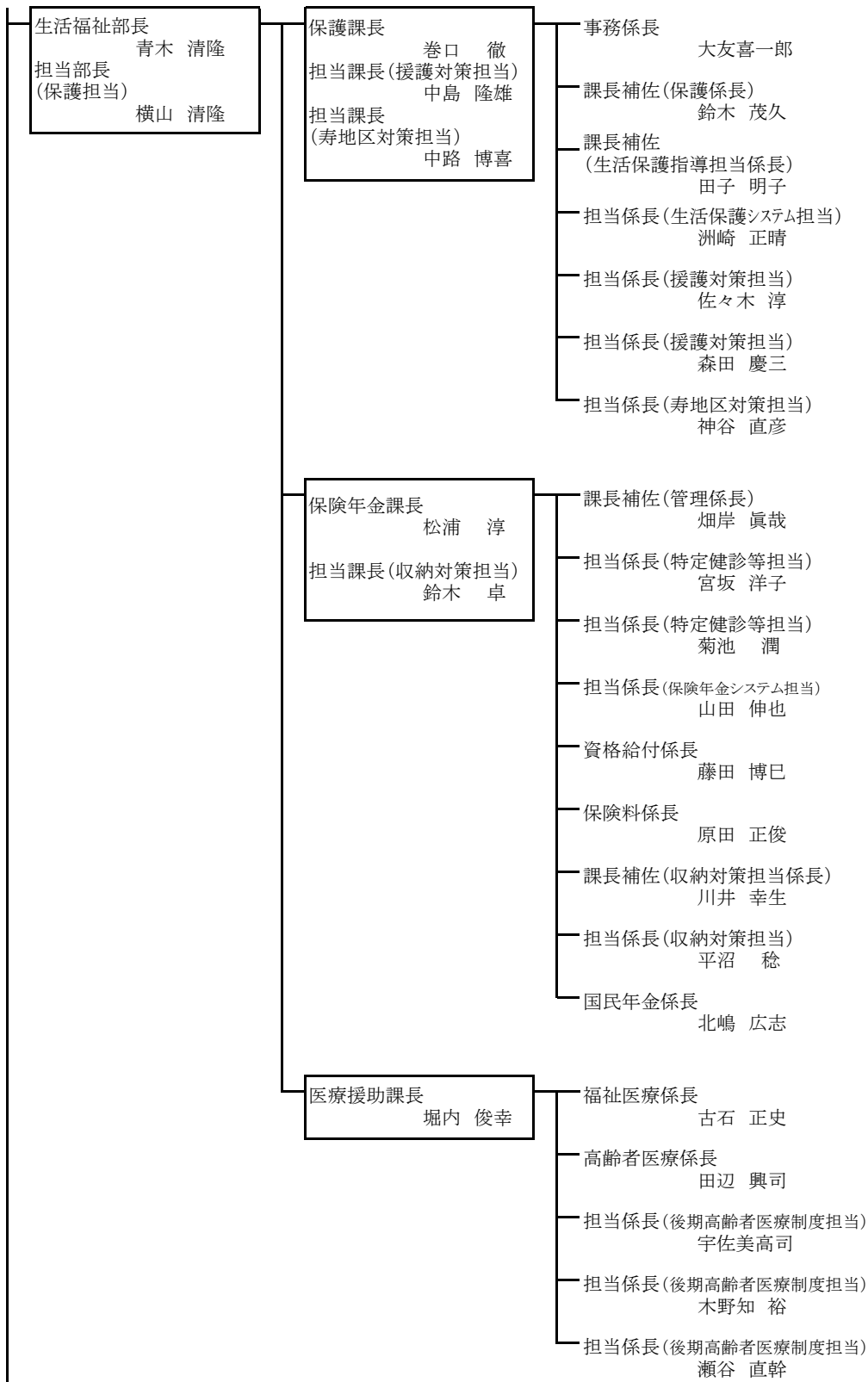
※ 事業の内容は、原則として平成 22 年度決算に基づき作成されています。

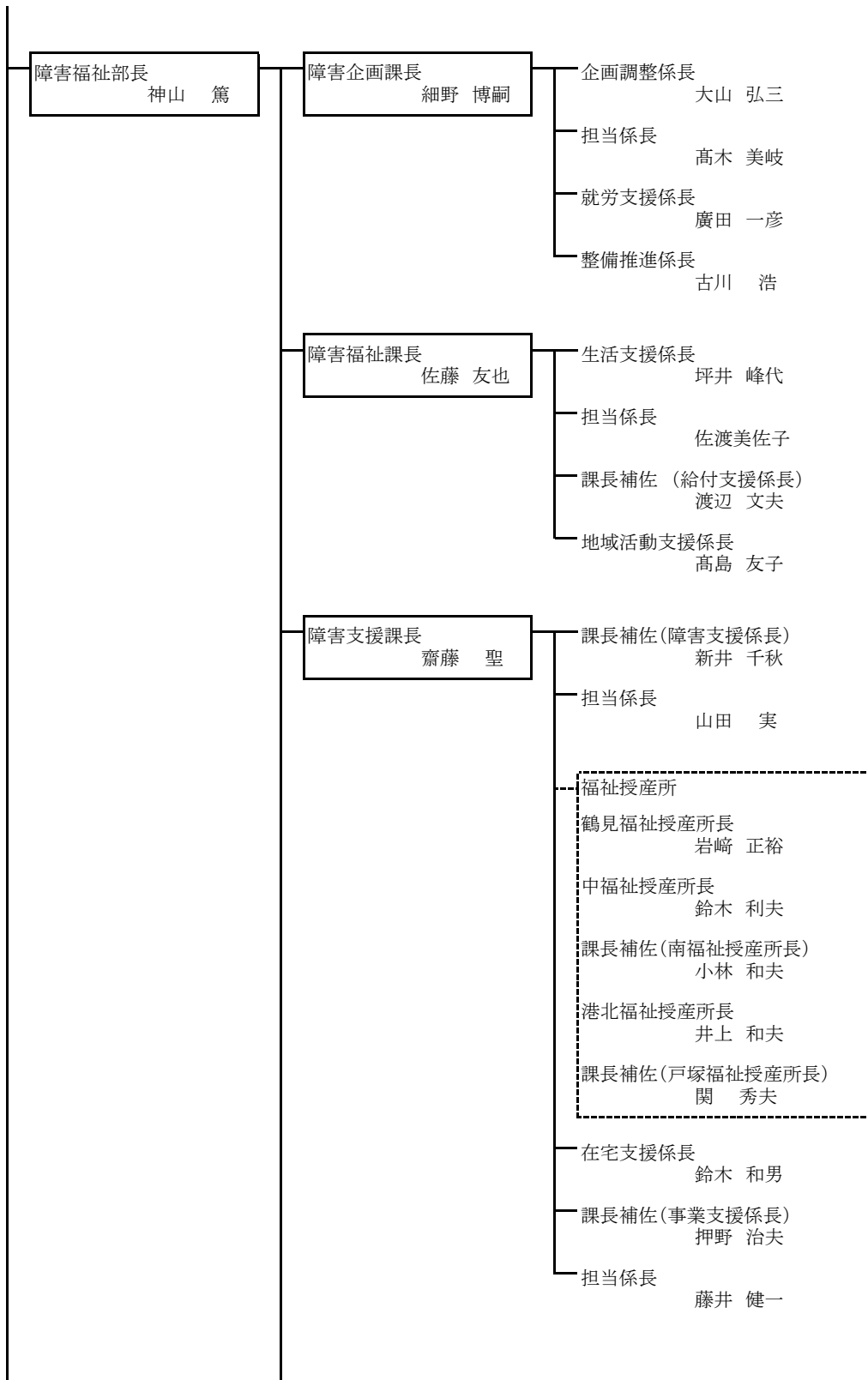
健康福祉局機構図(平成22年6月10日現在)

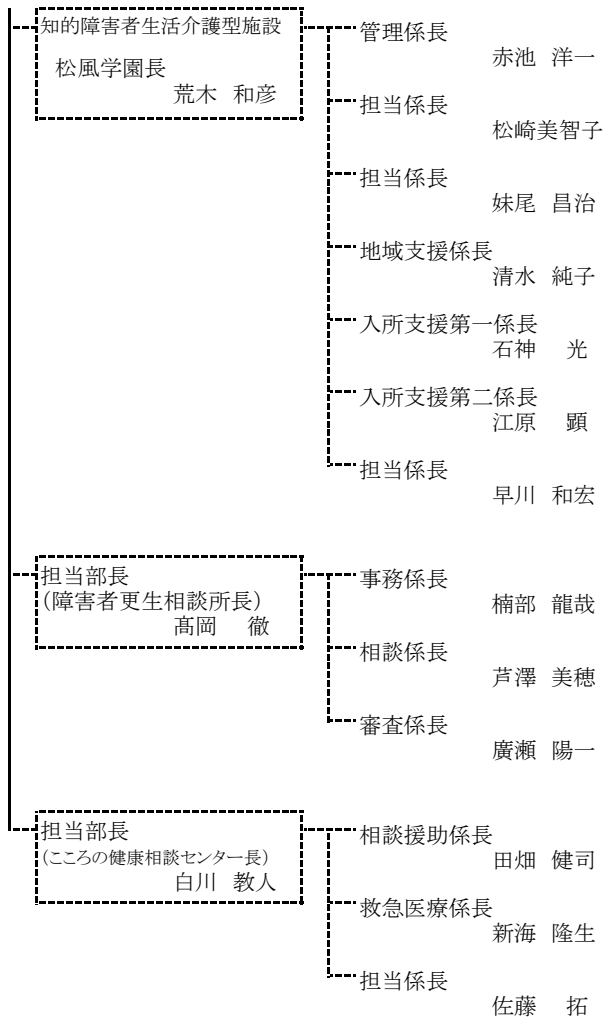


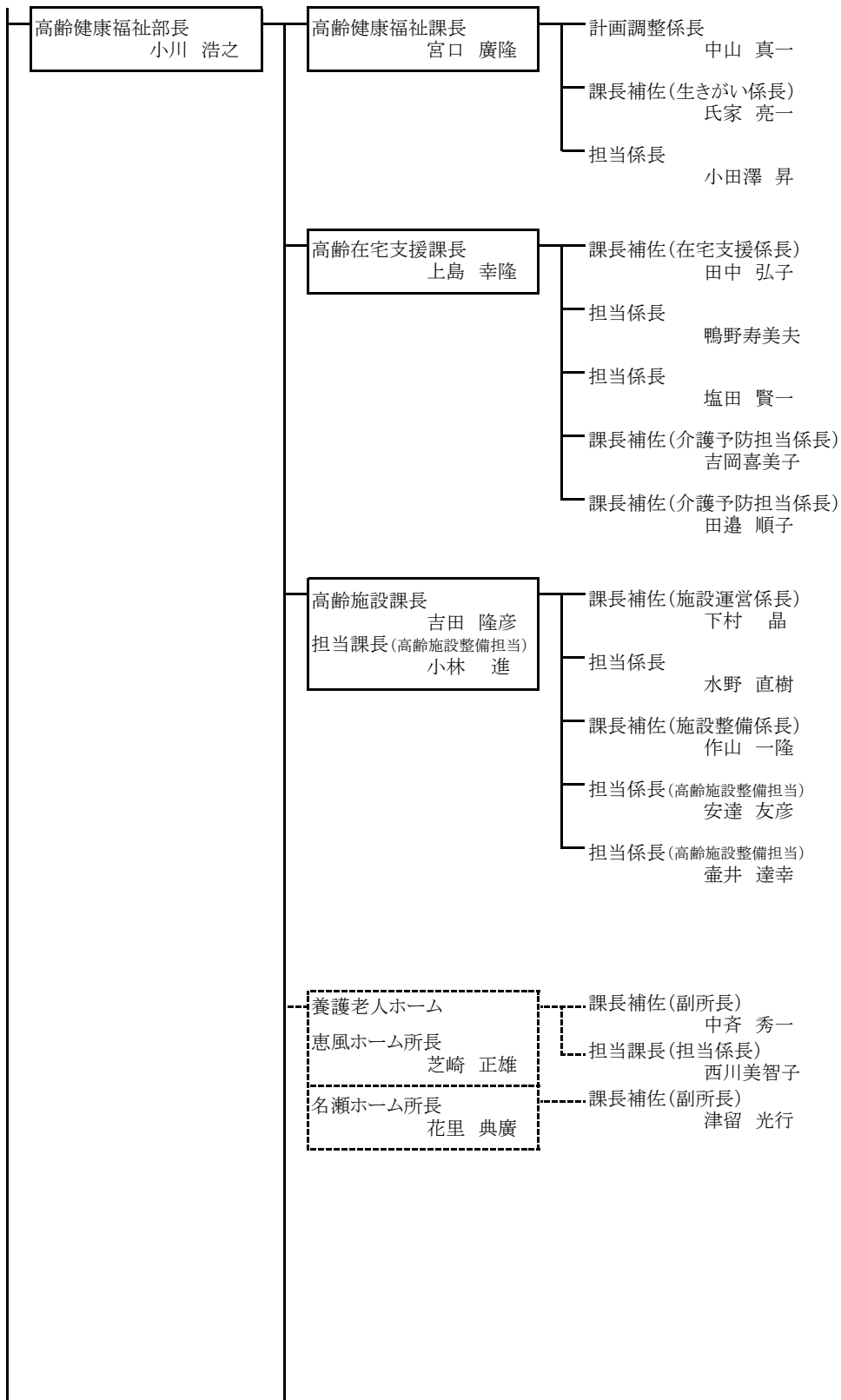


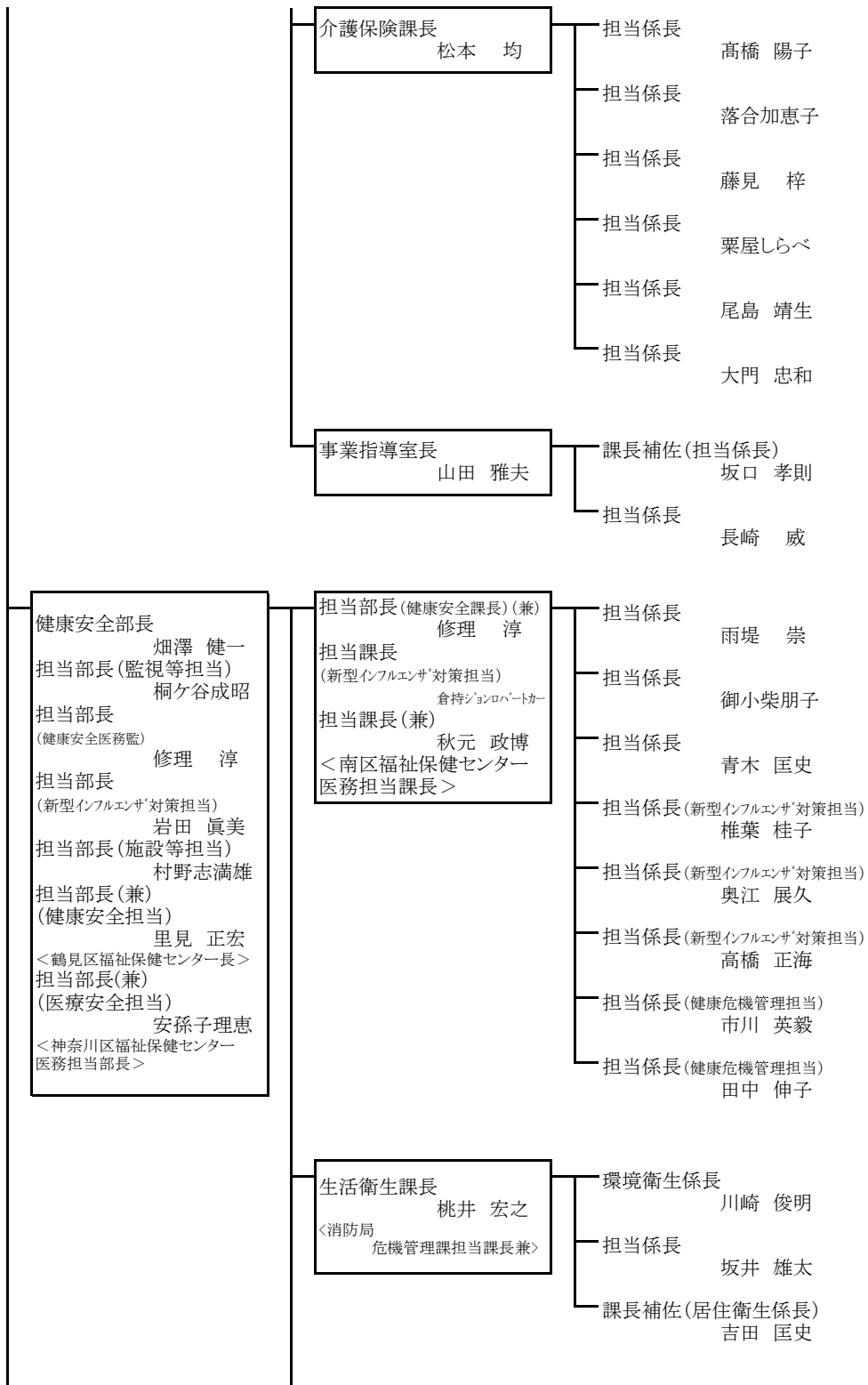












食品衛生課長
横溝 力男
〈消防局
危機管理課担当課長兼〉
担当課長
(動物愛護センター整備担当)
濱名 和雄

課長補佐(食品衛生係長)
保 英樹

食品監視係長
中島 勉

課長補佐(担当係長)
吉野 友章

動物保護管理係長
鈴木 正弘

課長補佐
(動物愛護センター整備担当係長)
俵 一郎

担当係長
(動物愛護センター整備担当)
浅野 昌弘

担当課長(畜犬センター所長)
笹野 哲雄

担当係長
待永 直昭

〈生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務〉

医療安全課長
斉藤 久司
担当課長
中溝 知樹

担当係長
浜田 進一

担当係長(医療安全相談担当)
船山 和志

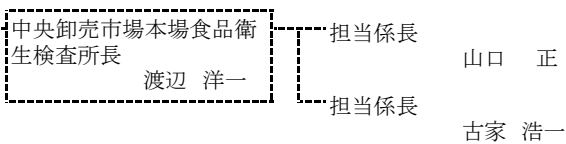
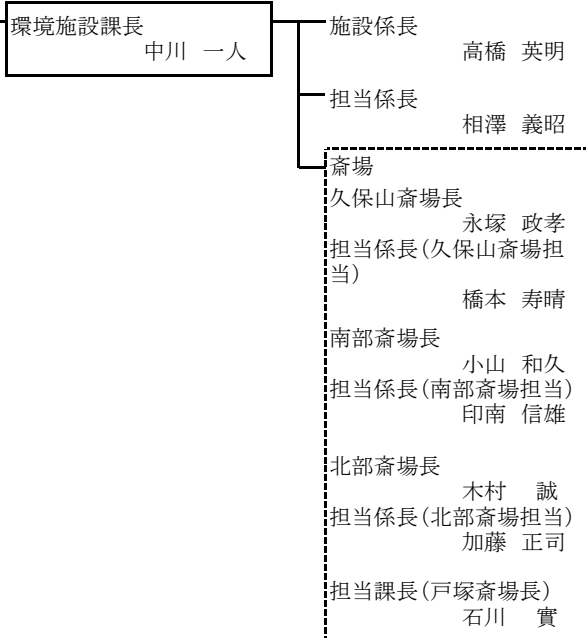
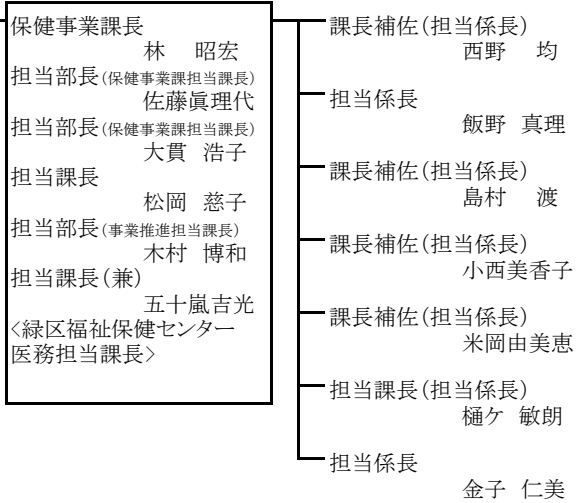
担当係長
鈴木 祐子

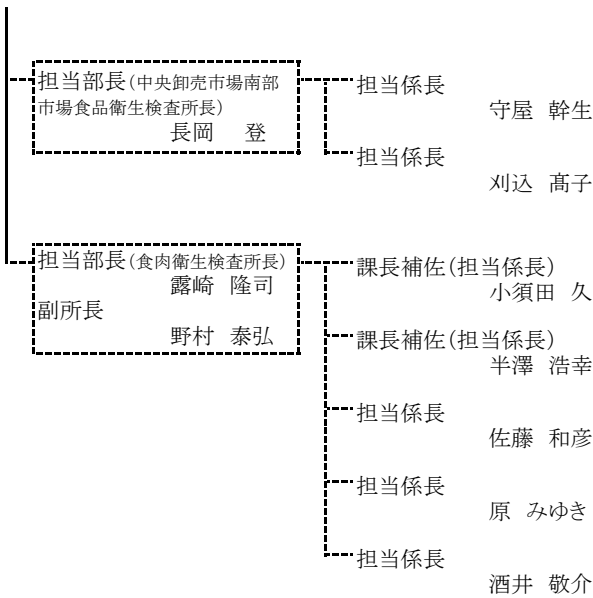
担当係長
北村 秀一

担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘

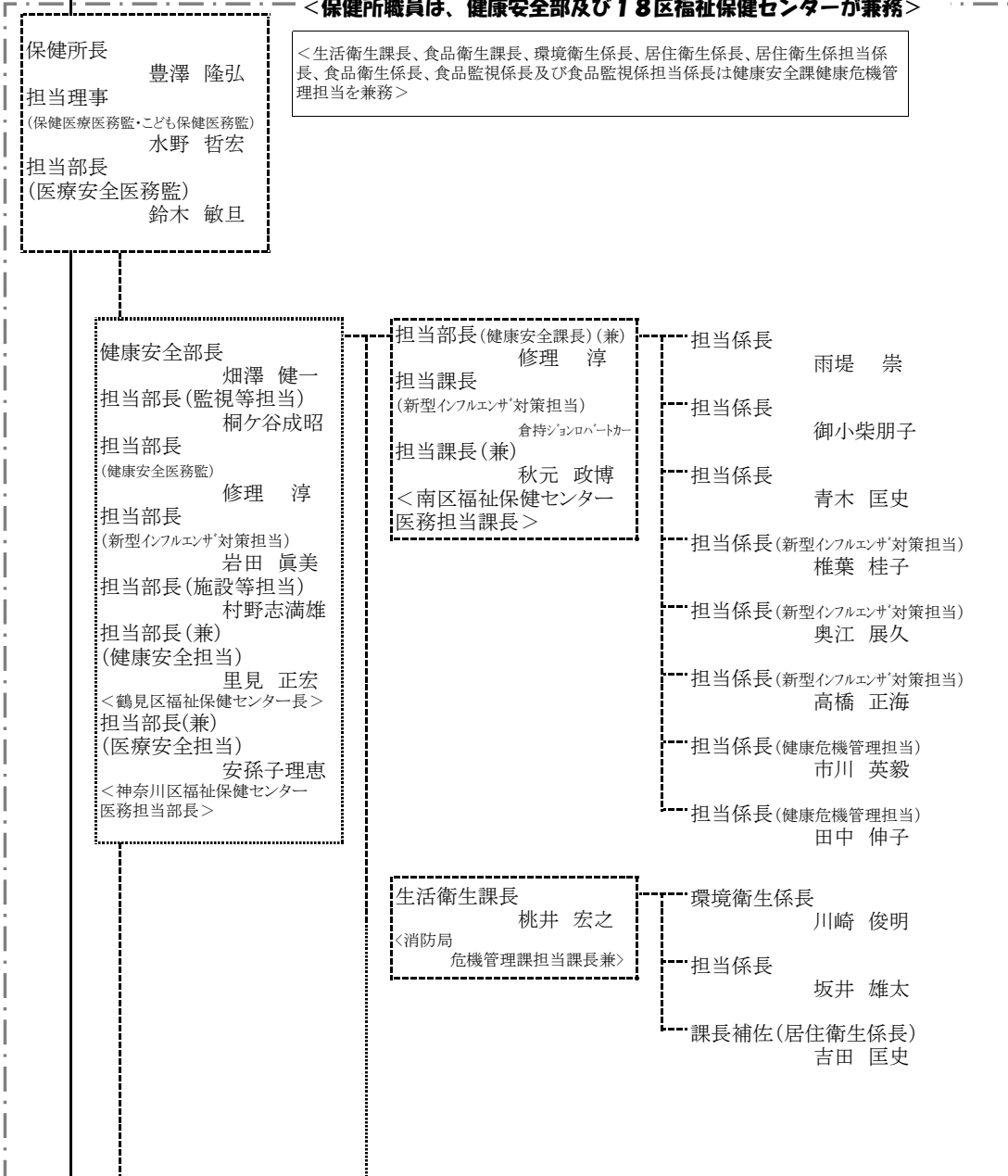
担当係長(医療監視等担当)
小林 一郎

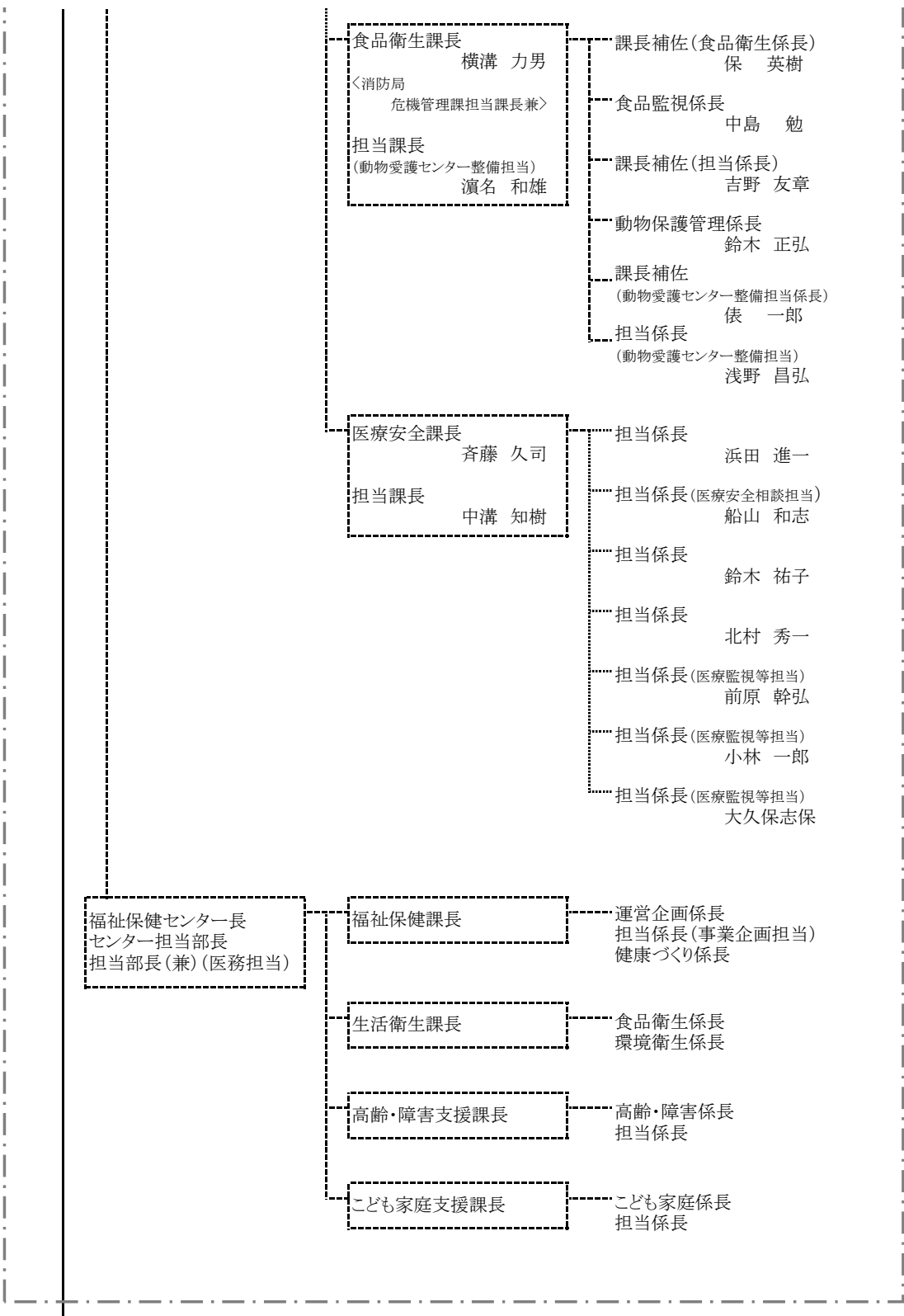
担当係長(医療監視等担当)
大久保志保

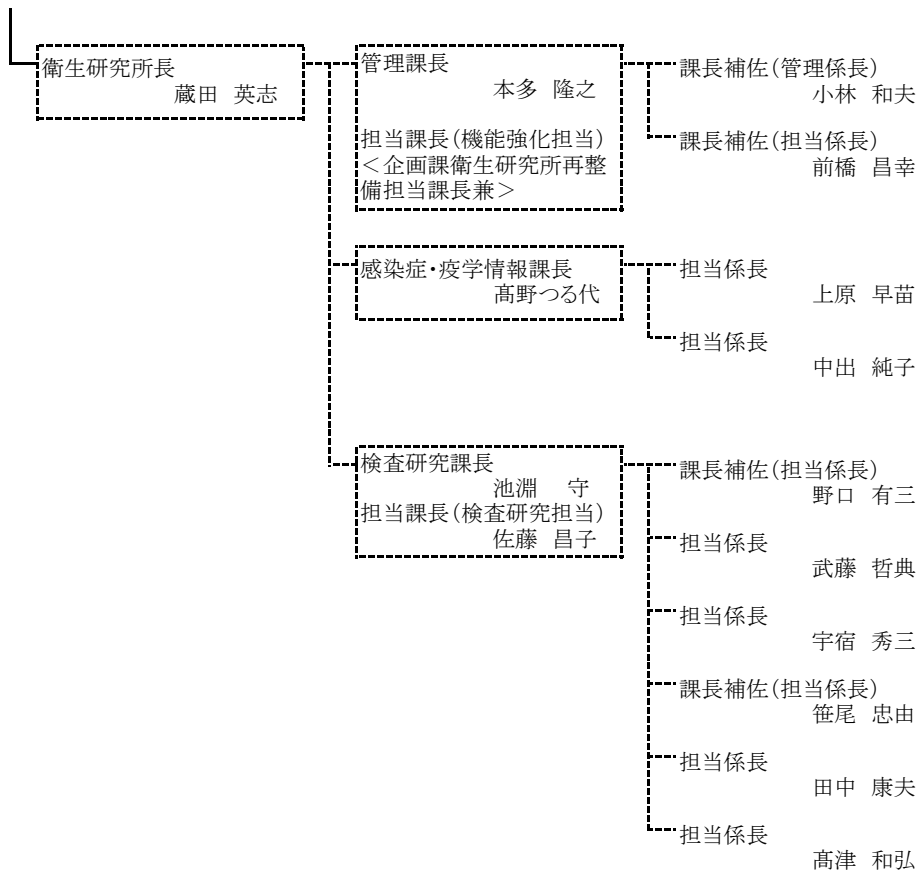




<保健所職員は、健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務>







健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の部、課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること（こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 医療政策の総合調整に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 救急医療に関すること。
- (4) 医療団体に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 医療従事者の確保に関すること。
- (6) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (7) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること。
- (8) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (9) 港湾病院の精算業務に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者避難支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関する事。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関する事。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (7) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (9) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (11) 保護統計調査に関する事。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 医療券等の審査に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (15) 被保護者の就労支援に関する事。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (19) 寿地区対策に関する事。
- (20) ホームレスの自立支援に関する事。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (22) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (23) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障

害程度審査委員会に関すること。

- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (9) その他医療費助成に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 障害者の就業支援に関すること。
- (7) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (8) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (9) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者自立支援法（以下この項中「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (11) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (13) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。

- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (9) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (11) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関する事（横浜市こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (13) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (14) 特別乗車券に関する事。
- (15) その他障害者個人に対する給付に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (16) その他障害者団体に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (3) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (4) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (5) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (8) 精神科病院の現地指導に関する事。
- (9) 医療社会事業に関する事。
- (10) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (13) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (14) 自立生活アシスタントに関する事。
- (15) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。
- (16) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (17) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。
- (18) 障害児者の在宅生活の支援に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び市町村整備計画に関すること。
- (3) 老人クラブに関すること。
- (4) 老人福祉センター等に関すること。
- (5) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (6) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課、室の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）への指導及び調整に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告及び改善命令に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 介護保険施設（介護老人福祉施設を除く。）の建設に対する助成に関すること。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

事業指導室

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令、指定効力停止及び指定取消に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。
- (5) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。

- (6) 衛生研究所に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項第3号並びに第4条生活衛生課の項第13号及び第14号に掲げる事務を除く。）。
- (5) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (6) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (7) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第 3 号及び第 4 号並びに同条生活衛生課の項第 11 号及び第 16 号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場及び消毒所の施設の検査、事情の聴取、立入検査、特別の施設の設置命令及び薬品類等の検査等並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 次条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務の総括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること（事業者の登録に関する事務を除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒（患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活

環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。

(14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。

(15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。

(16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)

(3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

(1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)

(2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)

(3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)

(2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。

(3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。

(4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

予算・決算

1 平成22年度一般会計歳入決算状況

(単位:円)

科 目	予算現額	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	差 引 (A)-(B)	収入率 (%) (B)/(A)	差 引 の 内 訳	
						不納欠損額	収入未済額
分担金及び負担金	5,651,413,000	5,484,217,381	3,962,481,959	1,521,735,422	72.3%	109,065,759	1,412,669,663
使用料及び手数料	1,914,615,000	1,812,362,212	1,796,213,318	16,148,894	99.1%	120,917	16,027,977
国 庫 支 出 金	114,392,743,000	108,121,795,854	108,121,795,854	0	100.0%	0	0
県 支 出 金	26,206,998,000	23,118,972,779	23,118,972,779	0	100.0%	0	0
財 産 収 入	57,598,000	57,724,173	57,721,073	3,100	100.0%	0	3,100
寄 付 金	136,766,000	136,770,062	136,770,062	0	100.0%	0	0
繰 入 金	108,143,000	146,155,000	146,155,000	0	100.0%	0	0
諸 収 入	2,607,407,000	2,519,367,849	2,155,564,808	363,803,041	85.6%	23,994,893	339,808,148
市 債	3,134,000,000	3,134,000,000	3,134,000,000	0	100.0%	0	0
合 計	154,209,683,000	144,531,365,310	142,629,674,853	1,901,690,457	98.7%	133,181,569	1,768,508,888

2 平成22年度一般会計歳出決算額

(単位:円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (%) (B)/(A)	差 引 (A)-(B)	左 の 内 訳	
					繰越額	不用額
健康福祉費	269,494,793,050	263,787,694,342	97.9%	5,707,098,708	387,556,400	5,319,542,308
社会福祉費	40,020,785,000	39,579,879,377	98.9%	440,905,623	0	440,905,623
社会福祉総務費	24,748,376,000	24,730,592,900	99.9%	17,783,100	0	17,783,100
社会福祉事業振興費	5,969,730,000	5,738,502,536	96.1%	231,227,464	0	231,227,464
国民年金費	155,294,000	124,541,782	80.2%	30,752,218	0	30,752,218
ひとり親家庭等医療費	1,656,291,521	1,656,291,521	100.0%	0	0	0
小児医療費	7,491,093,479	7,329,950,638	97.8%	161,142,841	0	161,142,841
障害者福祉費	68,704,770,000	67,250,826,293	97.9%	1,453,943,707	5,126,000	1,448,817,707
障害者福祉費	52,024,367,109	50,778,544,345	97.6%	1,245,822,764	5,126,000	1,240,696,764
こころの健康相談センター等運営費	419,417,000	354,688,546	84.6%	64,728,454	0	64,728,454
障害者手当費	1,019,659,891	1,019,659,891	100.0%	0	0	0
重度障害者医療費	12,028,134,000	11,957,314,491	99.4%	70,819,509	0	70,819,509
障害者福祉施設運営費	630,073,000	565,652,977	89.8%	64,420,023	0	64,420,023
リハビリテーションセンター等運営費	2,583,119,000	2,574,966,043	99.7%	8,152,957	0	8,152,957
老人福祉費	10,436,568,000	9,851,492,774	94.4%	585,075,226	4,400,000	580,675,226
老人措置費	2,913,108,000	2,607,029,564	89.5%	306,078,436	4,400,000	301,678,436
老人福祉費	7,020,632,000	6,801,753,254	96.9%	218,878,746	0	218,878,746
老人福祉施設運営費	502,828,000	442,709,956	88.0%	60,118,044	0	60,118,044
生活援護費	118,784,697,000	117,296,769,863	98.7%	1,487,927,137	0	1,487,927,137
生活保護費	116,721,382,000	115,572,213,917	99.0%	1,149,168,083	0	1,149,168,083
援護対策費	2,063,315,000	1,724,555,946	83.6%	338,759,054	0	338,759,054
健康福祉施設整備費	14,206,004,050	13,491,942,434	95.0%	714,061,616	378,030,400	336,031,216
健康福祉施設整備費	14,206,004,050	13,491,942,434	95.0%	714,061,616	378,030,400	336,031,216
公衆衛生費	15,400,862,000	14,494,102,767	94.1%	906,759,233	0	906,759,233
予防費	6,331,051,000	5,907,940,468	93.3%	423,110,532	0	423,110,532
健康診査費	3,622,534,000	3,508,776,668	96.9%	113,757,332	0	113,757,332
健康づくり費	437,250,000	415,785,964	95.1%	21,464,036	0	21,464,036
医療対策費	3,216,003,000	2,990,841,236	93.0%	225,161,764	0	225,161,764
地域保健推進費	1,064,974,000	1,018,048,534	95.6%	46,925,466	0	46,925,466
公害・石綿健康被害対策事業費	729,050,000	652,709,897	89.5%	76,340,103	0	76,340,103
環境衛生費	1,941,107,000	1,822,680,834	93.9%	118,426,166	0	118,426,166
食品衛生費	134,832,282	128,911,628	95.6%	5,920,654	0	5,920,654
衛生研究所費	151,668,296	151,668,296	100.0%	0	0	0
食肉衛生検査所費	105,852,718	105,852,718	100.0%	0	0	0
環境衛生指導費	88,397,000	81,876,562	92.6%	6,520,438	0	6,520,438
葬務費	1,361,687,704	1,256,876,467	92.3%	104,811,237	0	104,811,237
動物保護指導費	98,669,000	97,495,163	98.8%	1,173,837	0	1,173,837
諸支出金	96,370,570,000	96,368,779,594	100.0%	1,790,406	0	1,790,406
特別会計繰出金	96,370,570,000	96,368,779,594	100.0%	1,790,406	0	1,790,406
国民健康保険事業費会計繰出金	31,457,594,000	31,457,594,000	100.0%	0	0	0
老人保健医療事業費会計繰出金	0	0	-	0	0	0
介護保険事業費会計繰出金	27,457,956,000	27,457,956,000	100.0%	0	0	0
後期高齢者医療事業費会計繰出金	23,356,389,000	23,356,389,000	100.0%	0	0	0
公害被害者救済事業費会計繰出金	10,987,000	9,196,594	83.7%	1,790,406	0	1,790,406
水道事業会計繰出金	655,310,000	655,310,000	100.0%	0	0	0
自動車事業会計繰出金	4,725,567,000	4,725,567,000	100.0%	0	0	0
高速鉄道事業会計繰出金	1,983,846,000	1,983,846,000	100.0%	0	0	0
病院事業会計繰出金	6,722,921,000	6,722,921,000	100.0%	0	0	0
歳出合計	365,865,363,050	360,156,473,936	98.4%	5,708,889,114	387,556,400	5,321,332,714

3 平成22年度特別会計決算額

(単位:円)

	歳入歳出予算現額	収入済額	支出済額	収入支出差引 過△不足額
国民健康保険事業費会計	335,423,790,000	306,210,953,571	326,603,889,613	△ 20,392,936,042
老人保健医療事業費会計	260,532,000	269,671,570	260,532,000	9,139,570
介護保険事業費会計	192,512,646,000	191,712,659,449	188,240,207,568	3,472,451,881
後期高齢者医療事業費会計	51,712,643,000	51,547,099,416	50,574,736,518	972,362,898
公害被害者救済事業費会計	38,347,000	47,739,479	24,073,905	23,665,574
新墓園事業費会計	275,882,000	576,132,339	248,655,039	327,477,300

※ 国民健康保険事業費会計は、収入支出差引不足のため翌年度歳入から繰上充用